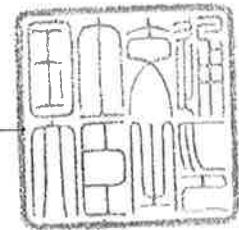


国海員第 3 6 1 号
平成 3 0 年 1 2 月 6 日

交通政策審議会
会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣
石 井 啓



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 2 3 年法律第 1 3 0 号）第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 3 1 8 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
中田海運株式会社	神奈川県川崎市川崎区本町一丁目8番地3
毛塚運輸株式会社	東京都中央区新川一丁目17番18号